

# 高知家子ども食堂登録制度実施要綱

## 第1 目的

食事の提供を通じて、子どもや保護者の居場所となるとともに、保護者の孤立感や負担感を軽減する場、地域における見守りの場としての機能が期待される「子ども食堂」の登録制度を設けることにより、登録された「子ども食堂」の活動・開催状況等を県が広く紹介するなど、「子ども食堂」の取組を県内全域に普及・定着させる。

## 第2 登録要件

### 1 事業者の要件

市町村又は次の（１）～（５）に掲げる要件を全て満たす民間団体とする。

- （１）会則等を備えていること。
- （２）子ども食堂を運営する事業について、独立した経理を行っていること。
- （３）政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- （４）特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でないこと。
- （５）関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がないこと。

### 2 子ども食堂の運営の要件

#### （１）子どもの参加

18歳未満の子どもが必ず参加し、参加する子どもを家庭環境等により限定しないこと。  
また、子どもが一人でも安全に安心して参加できる環境を整えていること。

#### （２）参加者からの費用徴収

18歳未満の子どもからの費用徴収は、1食あたり300円未満とすること。

#### （３）開催頻度及び開催時間

##### ア 定期開催の場合

開催頻度：月1回以上

開催時間：1回あたり3時間以上

##### イ 公立小学校の長期休暇期間のみ開催の場合

開催頻度：夏季休暇中は6回以上、春季・冬季休暇中は2回以上開催

開催時間：1回あたり3時間以上

#### （４）様々なリスクへの対応

ア 食中毒や事故等に対応する保険等へ加入すること。

イ 食品衛生法ほか関係法令通知等を順守するとともに、次のいずれかを行うこと。

（ア）調理師免許等有資格者の配置

（イ）食品衛生責任者講習会の受講

（ウ）保健所が行う研修会等への参加

ウ 食品のアレルギー対策として、次のいずれかを行うこと。

（ア）アレルギー対応しない場合

周知の徹底、注意事項の掲示、子どものみが参加する場合の事前の聞き取り等

（イ）アレルギー対応する場合

専門職（栄養士等）の関与、注意事項の掲示、子どものみが参加する場合の事前の聞き取り等

エ 参加する児童への虐待や強制労働と認められる行為等を行わないこと。また、参加者間で、いじめ、非行、児童虐待、児童への強制労働などの行為が発生しないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

オ 参加者に政治活動、宗教活動、物品の売りつけ等を行わないこと。また、参加者がこれらの行為を行わないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

カ 防犯対策として、スタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うとともに、最寄りの駐在所等に開催場所・日時を報告しておく等協力依頼すること。

キ 台風時の開催の有無や災害時の避難場所の確認などの対策を講ずること。

ク 子ども食堂内での飲酒、喫煙を禁止すること。

ケ 子ども食堂以外の事業を実施している事業者が子ども食堂を開催する場合は、原則として子ども食堂以外の事業と開催時間を分けること。ただし、別室で実施するなど、子ども食堂以外の事業と明確に区分できる場合は、この限りでない。

(5) 営利を目的としたものでないこと。

(6) 事業者が民間団体の場合は、市町村及び市町村社会福祉協議会との連携を図ること。

### 第3 登録の申請

「高知家子ども食堂」への登録を希望する事業者は、「高知家子ども食堂登録申請書（以下「登録申請書」という。）」（様式第1号）を知事に提出する。

### 第4 登録の決定

知事は、登録を決定したときは、「高知家子ども食堂登録決定通知書」（様式第2号）により申請者に通知する。

### 第5 登録名簿の作成

知事は、第4により登録を決定した時は、「高知家子ども食堂登録名簿」（様式第3号）を作成する。

### 第6 登録の変更

事業者は、登録している子ども食堂について、登録内容に変更があったときは、「高知家子ども食堂登録事項変更届」（様式第4号）により知事に届け出なければならない。

### 第7 登録の辞退

事業者は、次のいずれかに該当する場合は、「高知家子ども食堂辞退届」（様式第5号）により知事に届け出なければならない。

(1) 子ども食堂を運営する事業の実施を取り止める場合

(2) 第2に定める登録要件を満たさなくなった場合

## 第8 登録の取消

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。なお、登録の取消を決定した時は、「高知家子ども食堂登録取消通知書」（様式第6号）により事業者に通知するものとする。

- (1) 登録申請の内容に虚偽があり、第2に定める登録要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 第2に定める要件を満たさなくなると認める場合
- (3) 第6に定める登録事項変更届が適切になされず、是正の指示を行ったにも関わらず必要な是正がなされない場合
- (4) 前3号のほか、子ども食堂の運営を適切に行うことができないと判断される場合

## 第9 委任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附則（平成30年3月27日）

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

### 附則（令和3年7月9日）

この要綱は、令和3年7月9日から施行する。

### 附則（令和8年4月1日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。